



グローバルモビリティ～国内税務～

業績連動型株式報酬における役員給与としての損金算入実務

2022年7月

はじめに

平成29年度税制改正において役員報酬に関し中長期の業績と連動する報酬や株式報酬関連の損金算入要件が整備されて以降、株式関連報酬を導入する動きが盛んになり、多くの企業が新規の導入や既存の株式報酬制度からの置き換えに向けた検討を進めています。

また、昨今ではインセンティブ効果をより高めつつ、株主と同じ船の上で経営に取り組む姿勢の明示、を念頭に制度設計に取り組む企業が増えており、自社の業績等の指標に連動させて付与する株式数を決定する設計を採用するケースがしばしば見られます。

本稿では、この“業績連動型”の株式報酬を役員に付与する場合における法人税法上の損金算入の実務について、いくつかの設計のタイプに分けて考察します。

1. 業績連動型の株式報酬スキームの例

業績に連動させ、直接的に株式を交付するタイプの株式報酬の種類の例として、以下の設計が想定されます。実際には下記のスキームにユニットを組み合わせるタイプ、信託を用いるタイプなど、企業が目指すインセンティブの効果等に応じて様々な派生形が設計可能です。

(1) 事前交付型 譲渡制限付株式（在籍条件）

まずは最もシンプルな類型として、役務提供期間の開始後に譲渡制限付株式（“Restricted Stock: RS”）を交付し、同期間中の**在籍のみ**を条件として譲渡制限が解除される設計が挙げられます。この設計の場合、通常は一定数のRSを付与したのち、一定期間の在籍のみを要件として譲渡制限を解除するため、業績と連動性を持たせることを目的としたスキームとして用いられることはあまりありません。

しかしながら、本スキームにおいても、付与株式数を“毎年一定”ではなく、株式報酬の対象となる役務提供期間が開始する**前年度**などの業績を参照して決定することで、業績との連動性を持たせた設計とすることができます。

(イメージ)



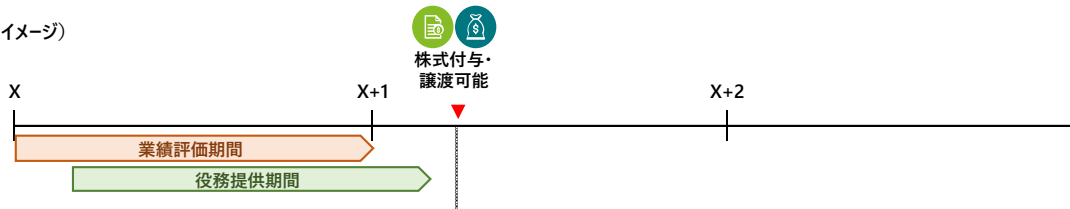
(2) 事後交付型 パフォーマンスシェア（業績連動）

続いて、業績と連動性を持たせた株式報酬の典型例として挙げられるのが、パフォーマンスシェア（“Performance Share: PS”）です。

本設計の場合、(1)の事前交付型と異なり、役務提供期間の終了後に、パフォーマンスの度合いに応じて普通株式を付与します。

役務提供期間が終了したのちに、株式を付与することになるため、「事後交付型」と整理され、株式の付与を受けたのち、譲渡制限期間を経ずに株式を売却し現金化することができます。

(イメージ)



(3) 事後交付型 PS+RS（業績連動）

最後に、(2)の派生形として、昨今少しずつ導入事例が出てきたのが、役務提供期間が完了したのちに、普通株式ではなくRSを付与する設計となります。

(2)と同様に事後交付型と整理されますが、(2)と異なり**株式の付与後も在籍を要件とするRSを付与すること**から、業績との連動性を持たせたうえでより長期的なインセンティブとして設計することができます。

(イメージ)



2. 各スキームにおける損金算入のためのポイント

上述の1でご紹介した3つのスキームの役員給与としての損金算入について、以下の通りポイントをまとめました。本稿では損金算入の類型に着目した考察を行うため、「退職給与」として損金算入可能な設計には当たらないことを前提としています。

スキーム	(1) 事前交付型 RS	(2) 事後交付型 PS	(3) 事後交付型 PS+RS
損金算入の種類	事前確定届出	業績連動	業績連動 (可能性あり)
損金算入のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>事前に株式の交付数を確定させ、所定の時期に支給</u>することが必要 ▶ 以下の<u>いずれか</u>を満たしているか？ <ul style="list-style-type: none"> - 所定の期間内の<u>届出提出</u> - X+1年に行われる株主総会から1カ月以内の取締役会等にて交付決議+当該決議から1カ月以内に株式交付 (<u>届出不要</u>) ▶ 将来の役務提供期間に対する報酬であることが明確か？(契約や規程において「過去の役務提供への報酬」となっていないか) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>利益・株価・売上の状況を示す指標に連動</u>しており、算定方法が<u>有価証券報告書等に開示</u>されているか？ ▶ 損金経理その他の手続き要件等を全て満たしているか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業績連動型の特定RSの損金算入可否については、文理上必ずしも明確に表現されていなかったが、<u>令和3年の文書照会事例において、損金算入の可能性が言及</u>されている。 ▶ 個別ケースに照らした慎重な検討が必要だが、<u>業績連動給与として損金算入できる可能性あり</u> ▶ <u>利益・株価・売上の状況を示す指標に連動</u>しており、算定方法が<u>有価証券報告書等に開示</u>されているか？ ▶ 損金経理その他の手続き要件等を全て満たしているか？

※ いずれも付与対象は役員（税法上のみなし役員を含む）であり、不相当に高額な部分はないものとする

※ 特定RSの付与においては、個人側で給与等課税事由（給与所得または退職所得としての課税）が生じるものとする

※ 付与する株式は適格株式（譲渡制限付株式は合わせて特定譲渡制限付株式にも）該当するものとする

※平成29年10月1日以降の決議に係るものであることを前提とする

※文書照会事例（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/bunshokaito/shotoku/210129/index.htm>）

おわりに

本稿で取り上げた“業績連動型”の株式報酬の設計は一つのトレンドになりつつあります。このようなトレンドを国税サイドも注視しており、毎年役員報酬に関連する税制改正がなされていますが、例えばESGなど企業が取り組むべき新たな目標に係る指標に連動する給与はこれまで業績連動給与として損金算入が可能な指標（利益・株価・売上の状況を示す指標）としては認められていません。この状況に対してより機動的な税制の整備が望む声は強く、今後の改正の動向次第でより業績連動型の設計への注目が高まることが予想されます。

各企業の担当者様が、これらの最新のトレンドや税制の改正状況を注視し、自社の報酬制度の設計に落とし込んでいくうえで本稿の内容がご参考になれば幸いです。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[グローバルモビリティ 「株式報酬が課税される時」への備え～日本本社・海外子会社担当者からのFAQ～](#)

[グローバルモビリティ 激化する人材競争で勝ち抜くために：株式関連報酬制度に関する考察](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事イミグレーション関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター](#)

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)



シニアマネジャー 山谷 拓也

takuya.yamatani@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス(GES)

email : deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数者を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供を行っています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含む）に限りません。以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001